## 審査基準(公表用)

様式第3号

				<u></u>	行管部 (局)・課	水産	課
法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57	7号	
手続名 出願事項の変更		の許可根拠条項		根拠条項	第13条の2第1項		
2.「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)の記の1(3)から(5)、記の3及び記の4(1)による。 3.「公有水面埋立法の一部改正について」(昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達)の記の1から4による。  審査基基準							
受付     水産課       機関     (農林		水産課 機		標準処理期間標準経過	<u> </u>	目次 No.	